

保護者の皆様

品川区教育委員会  
城南第二小学校 校長 三浦 一輝

## 台風や大雪、地震等の非常変災に伴う登下校の判断について

日頃より学校の教育活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

大雨、暴風（台風）および大雪ならびに震度5弱以上の地震の発生等により、児童・生徒の危険が予想される場合には、学校は安全を確保するために、下記のような対応をとらせていただきます。

どうぞ御理解と御協力をいただけますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 大雨、暴風および大雪の発生に伴う登下校の判断について

原則として、前日までおよび当日に教育委員会が気象情報を基に判断し、必要な措置を講じますが、判断が難しい場合、学校は「判断根拠とする警報」に基づいて、臨時休業または下校時刻の繰り上げ等の判断をします。

##### 【判断根拠とする警報】

- ・特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報）
- ・警報（暴風警報）

のいずれかが品川区に発表された場合

※上記の警報が発表されていない場合は、原則、通常授業を行います。

※臨時休業に関する情報は、品川区ホームページの「重要なお知らせ」に掲載します。

※防災情報は、品川区ホームページおよび気象庁ホームページで確認できます。

- ・品川区ホームページ (<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp>)
  - └品川区 気象情報 (<https://www.micosfit.jp/shinagawa-ku/>)
- ・気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/>)
  - └品川区の防災情報 ([https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area\\_type=class20s&area\\_code=1310900](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=1310900))



品川区  
ホームページ



品川区  
気象情報



気象庁  
ホームページ



気象庁  
品川区の防災情報

#### (1) 登校に関すること

○ 午前7時の時点で「判断根拠とする警報」が発表されている場合

- ・学校は、臨時休業となります。保護者は、お子さんを自宅学習としてください。
  - ・当日の朝、学校からの一斉メールによる連絡はありません。
- 品川区のホームページで臨時休業の情報を確認してください。

※「判断根拠とする警報」以外の警報が発表されている場合や午前7時以降に「判断根拠とする警報」が発表された場合は、学校は通常通りの授業となります。その場合は、保護者判断のもとでの登校となりますが、登校を見合わせた場合でも欠席扱いとはなりません。

## (2) 下校に関すること

### ① 下校時刻の前に「判断根拠とする警報」が発表された場合

- ・学校は、お子さんを学校または、すまいるスクールに留め置きます。
- ・「判断根拠とする警報」が発表されていても、保護者の引き取りがあれば、下校することができます。
- ・午後6時までに「判断根拠となる警報」が解除された場合は、方面別の集団下校等を実施します。
- ・午後6時を過ぎても「判断根拠となる警報」が解除されない場合は、保護者による引き取りをお願いします。

### ② 通常の下校時刻より前に「判断根拠とする警報」の発表が予想されるため、教育委員会が下校時刻を早める判断をした場合

- ・学校は、下校時刻が早まったことを一斉メール等で保護者に連絡します。
- ・保護者が自宅に不在の場合は、お子さんを学校または、すまいるスクールに留め置きます。
- ・午後6時までに「判断根拠となる警報」が解除された場合には、方面別の集団下校等を実施します。
- ・午後6時を過ぎても「判断根拠となる警報」解除されない場合は、保護者による引き取りをお願いします。

## (3) 交通機関の計画運休が発表されたときの対応について

### ○ 計画運休により、「判断根拠とする警報」の発表の有無に関わらず臨時休業や登校時刻の繰り下げや下校時刻の繰り上げ等の対応が必要な場合

- ・学校は、計画運休による臨時休業や登下校の時刻の変更等の対応について、学校から一斉メール等で保護者に連絡するとともに、品川区のホームページに掲載します。
- ・休日など、学校からの一斉メールの配信が困難な場合は品川区のホームページに掲載のみとなります。

## 2 震度5弱以上の地震が発生した時の下校判断について

### ○ 品川区内で震度5弱以上の地震があった場合

- ・学校は、お子さんを学校または、すまいるスクールに留め置きます。
- ・保護者による引き取りをお願いします。

## 3 その他

- (1) 保護者による引き取りの際は、事前に学校の了解がある場合は、高校生相当以上の家族による引き取りも可能です。
- (2) ここに示したケース以外においても、児童・生徒の登下校に危険が考えられる場合は、学校の判断により緊急対応を行い、児童・生徒の安全対策に努めます。